

平成21年2月10日
総情術第23号
総情衛第17号

「一部の形態のBS放送受信システムの電波干渉問題に関する連絡会」構成員 御中

総務省情報流通行政局放送技術課長
同 衛星放送課長

対策実施の協力について（要請）

拝啓

時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より、放送行政に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一部の形態のBS放送受信システムの電波干渉問題に関する連絡会において取りまとめられました、調査・対策に必要な費用について、株式会社放送衛星システムより、当省に対し、基本的に同社が分担する用意がある旨の提案がありました。

一般論として、電波の物理的特性上、電波干渉の発生をあらかじめ完全に防止することは困難であり、無線局免許人においては、お互いに、他の無線局に妨害を与えないように無線局を運用する責務がございます。しかしながら、本件調査・対策は、この責務に基づき行われるものではなく、あくまでも同社の任意の申し出によるものであり、総務省としては、この同社からの提案は、国民の共有財産である貴重な周波数資源の死蔵の回避につながるものであることから、前向きに評価することが可能であると考えております。

今後、対策実施協議会において調査・対策を円滑に推進するため、連絡会構成員の皆様においても、必要な協力を個別にお願いしなければならない局面が発生する可能性がございます。

そのような局面が発生した際に、協議会から協力の要請があった場合には、可能な限り、これに応じていただきたく存じます。

敬具